



栃木県公報

令和元(2019)年
11月20日(水)
号 外
第 36 号

目 次

公安委員会

○栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 1

公安委員会

栃木県公安委員会規則第十号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年十一月二十日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p>第十一条 法第五十七条第二項の規定により、軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量等の制限を超えて乗車させ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>一 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ホ) 略</p> <p>(ハ) 略</p> <p>ロ 略</p> <p>二・三 略</p>	<p>（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p>第十一条 法第五十七条第二項の規定により、軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量等の制限を超えて乗車させ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>一 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ホ) 略</p> <p>(ハ) <u>十六歳以上の運転者が、警察署長が交通上支障がないと認めて指定した道路の区間において、二人乗り用としての構造を有する自転車に運転者以外の者一人を乗車させている場合</u></p> <p>ロ 略</p> <p>二・三 略</p>

別表第一の添付十七の五中「..... 1,000円」を「.....」に改め、同表の添付十七の七中「3 盗難」を「3 盗難 4 その他（ ）」に「..... 1,000円」を「.....」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（「..... 1,000円」を「.....」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。